

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織でございます。よろしくお願いたします。

会議録についてお伺いたします。

会議録は、憲法第五十七条にも規定されるように重要なものであり、その重要性については議院運営委員会理事会や委員会質疑で幾度も取り上げてきたところです。二〇一六年四月、二〇二一年五月の本院決算委員会においては、衆参両院事務総長から、会議録は議会制民主主義にとり大変重要な役割を担い、だからこそ院に永久に保存される宝物である旨答弁があったところです。

今議運委員長からお話ございましたとおり、今日はこの前段で議院運営委員会理事会、庶務関係小委員会、図書館運営小委員会、そしてこの議院運営委員会に至っておりますが、先ほど開会されました議院運営委員会庶務関係小委員会等で本院は会議録を残していません。その理由についてお伺いたします。

○事務総長（岡村隆司君） 第一回国会では、庶務小委員会でも会議録が発行されたこともござい

ました。一方で、当時は速記者の数が少ない等の事情もありまして、常任委員長懇談会において、応急対策として、速記を付するのは必要の限度にとどめ、特に小委員の会議には原則として速記を付さないこととの申合せが行われたこともあり、庶務小委員会に速記が付されなくなりました。

以後、これが慣例となり、会議録が発行されてこなかったものと考えられます。

○吉川沙織君 今事務総長の答弁の中で第一回国会ではというお話がありました。この第一回の常任委員長懇談会における応急対策を御紹介いただきましたけれども、例えば第一回国会、昭和二十二年九月二十七日の本院議院運営委員会において議院運営委員長は、「速記者のほうも数が足りませんので大分疲労しておる者もあるような状態になつております。」という、こういう事情に鑑みて、応急対策として小委員の会議には付さないというこの慣例がずっと今も生きているということだと思います。

私自身も、先ほどの庶務関係の小委員会で質疑する内容とこちらで質疑する内容は、機微に触れるもの、それから細かいものと分けておりますので、懇談部分は伏せていいと思うんです。ただ、前段の説明の部分、何時に懇談に入って何時に懇談が終わるといふ形で、そういう会議があったこと自体はやはり残すのが筋ではないかと思えます

ので、また問題提起をしていきたいと思っております。

この会議録について、参議院規則第五百六十六条では、「会議録には、速記法によつて、すべての議事を記載しなければならない。」とされています。本院は会議録速成システムを平成二十年から運用していると承知しておりますが、この会議録速成システムを速記法とする整理をされているのか否か、見解をお伺いいたします。

○事務総長（岡村隆司君） 現行の会議録速成システムにつきましては、参議院規則第五百六十六条に言う速記法に当たると整理し、平成十七年七月二十二日の議院運営委員理事会において導入を御了承いただいております。

○吉川沙織君 昭和四十三年十一月発行の会議録事務提要によれば、「もし将来機械技術の進歩により、その精度が高まり、手書きの場合との差がなくなるような事態ともなれば、おのずからこの解釈も変わってくるかもしれない。」とされていますし、今の答弁はそういうことで理解をいたします。

ただ、昔は速記符号を使った速記者の皆さんが一言一句丁寧に起こしていただいていたました。私自身も、二〇〇七年、平成十九年の通常選挙で本院に議席を預かって以降、質疑のたびに記録部の皆さんにお世話になる中、いろんな技術の蓄積と

かそういったことに触れてきましたが、この速記符号を用いた速記法を使用できる職員の採用は平成十八年度で終了しています。

そこで、お伺いいたします。速記職の原稿作成者がゼロになる時期はいつか、まず教えてくださいますか。

○事務総長（岡村隆司君） 従来、速記職の原稿作成者がゼロとなり全員校閲となるのは、七年後の二〇二九年頃の見込みでしたが、今後、六十五歳への定年引上げが予定されていることから、若干遅くなる可能性がございます。

○吉川沙織君 では、速記職から校閲者になって、それは後ろにスライドすることを意味しますけれども、速記職の校閲者がゼロになってしまう時期の見通しについて教えてください。

○事務総長（岡村隆司君） 六十五歳定年を前提として試算いたしますと、速記職採用職員が全員退職するのは二十九年後の二〇五一年度頃の見込みでございます。

○吉川沙織君 速記職の皆さんはもう近い将来ゼロになって、校閲の皆さんもいつかはゼロになつてしまいます。そういった中において、例えば地方公聴会ですとか、議院運営委員会、今はコロナ対策でこのシステムが使える第一委員会室で行っておりますけれども、本来行っていた場所はそういうシステムがない議長応接室で行っております

た。

また、本来あつてはなりませんけれども、採決の強行時に議場騒然、聴取不能となった場合においても、速記職のスキルを持った皆さんがいるからこそ聞き取れるとか、そういう状況が分かるのか、そういったことよって会議録が残っている場合もあります。

ですから、そういったシステムが使えない場合、会議録の作成方針というのはこれからどう考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○事務総長（岡村隆司君） 現在、本院では院内テレビ中継の映像音声視聴しながら原稿作成を行っておりますが、院内テレビ中継のない会議につきましても、会議室において音声を収録し、これを基に会議録速成システムを使用して原稿を作成しております。

引き続き、正確な会議録の迅速な作成に努めてまいります。

○吉川沙織君 先ほどの庶務関係小委員会でも議論したことも踏まえて是非お願いしたいと思っております。

冒頭、この委員会の冒頭でも申し上げましたとおり、会議録は憲法第五十七条第二項に規定がございます。第二項、憲法第五十七条第二項においては、本会議の記録を保存し、原則として公表することが規定されていますが、会議の記録、そし

て公表とは何を意味するのか、お伺いいたします。

○事務総長（岡村隆司君） 逐条解説等によりまずと、憲法第五十七条第二項に言う会議の記録とは、議事の内容についての諸事項を掲載した文書であると解されております。また、同項に言う公表とは、一般に発表し、誰もが見ることのできる状態に置くことと解されております。

○吉川沙織君 今、五十七条第二項のそれぞれ、会議の記録と公表について意味するところについて答弁をいただきましたけれども、議事の内容を一言一句記録した会議録は事後的に会議の様子を知るための伝統的な手段ではありますが、映像及び音声による記録、インターネット中継は公式な記録と位置付けられているのか、お伺いいたします。

○事務総長（岡村隆司君） 会議録につきましては憲法や参議院規則に規定されておりますが、インターネット審議中継については法規に規定はなく、議院運営委員会理事会の決定により実施されているものでございます。

また、先ほどお答えしましたとおり、憲法五十七条に言う会議の記録は、議事の内容についての諸事項を掲載した文書であると解されております。したがって、インターネット審議中継やビデオ・オン・デマンドによる映像の提供は憲法に言う会議の記録には当たらず、これとは性格が異なるものでございます。

るものでございます。

○吉川沙織君 映像音声は臨場感に優れるというメリットがあるものの、文書で保存されてきた記録の継続性や、電子媒体の場合というのは、一定期間で媒体が容量が大きくなって時代によってどんどん変わっていく、そういった媒体を変えていかなければいけないといった大きな課題もございます。

また、会議録では法規によって発言の訂正や削除も認められていること、映像によっては議長の許可のない発言も残ってしまうことなど、考え方を整理すべき点が多くあります。

院として記録を保存していく責務を果たすためにも、正確性、速報性を確保しつつ会議録を作成していくことは必要不可欠であると思っております。

最後に、コロナ禍における一つ質問をさせていただきます。

今も第六波と言われるような感染拡大状況下にありますが、参議院事務局として、私たちの議員活動は事務局の皆さんによってお支えいただいている部分がたくさんございます。その参議院事務局として、業務継続の観点から対応をどのようにされようとしているのか、お伺いします。

○事務総長（岡村隆司君） 新型コロナウイルスオミクロン株につきましては、今後、感染者数が更に増加した場合には、本院職員にも出勤できな

い者が増え業務継続に支障が出かねないものであり、事務局といたしましたも、これまでにない危機感を持って状況を注視しているところでございます。

そこで、各課室の管理職を中心に改めて感染防止対策を徹底するとともに、事務局機能を維持し業務を継続するため、常会未までの業務予定を見据えた上での対応を指示しております。

具体的には、各課室において出勤できない人員が複数名出ることを想定し、他の係や部内の応援等、業務のバックアップ体制を構築、再確認することとしております。また、職員の間で感染が拡大しないよう対人接触機会を極力低減するという観点から、在宅勤務の活用、電子決裁、ウェブ会議等の活用による対面の会議、打合せの縮減を行うこととしております。

○吉川沙織君 来週月曜、一月十七日から常会も開会することになります。難しい中での立法院としての活動になりますけれども、与党、野党関係なく、国民のための議論を行う参議院でありたいと思いますので、引き続きよろしく願います。

ありがとうございます。